

令和 7 年 度
年 間 監 査 計 画

備 前 市 監 査 委 員

目 次

I	実施方針	1
II	年間監査計画	2
1	実施予定の監査等の種類及び対象	2
2	監査等の種類別実施予定時期	5
3	監査等の実施体制	6

備前市監査基準（令和2年備前市監査委員訓令第1号）第13条第1項に基づき、本年度の監査等を効果的、効率的に実施することができるように、次のとおり年間監査計画を定める。

I 実施方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市の公正で合理的かつ効率的な行財政運営の確保のため、備前市監査基準にのっとり、違法又は不当の指摘にとどまらず、是正、改善、検討を求めることにも重点を置いて、社会情勢や市民ニーズに応える監査の実施に努めていくこととする。

(1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点を重視して、市民の視点に立った監査を実施する。

(2) 効果的・効率的な監査（リスク・アプローチによる監査等の強化）

年間監査計画に基づき、実地監査を基本とした効果的、効率的な監査を実施する。

そのために、監査対象の選定にあたっては、組織の内部統制体制^(注)の整備状況に留意し、業務のリスクと結果の重要性に応じた優先順位付けを行い、監査を実施する。

（注）内部統制とは、基本的に、①業務の効果的かつ効率的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう。

(3) 内部統制機能の確立に資する監査

全国的に地方自治体の業務が多様化・複雑化しており、本市においても職員の業務量が増大し、事務処理におけるミスの増加や停滞が危惧されている。そのため、事務処理上の誤謬^{ごびゅう}や不正の指摘にとどまらず、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、未然防止のための指導や助言に重点を置き、各部局における内部統制機能の確立に資する監査を実施する。

(4) 社会情勢に着眼点を置いた監査

報道等により注目を集めた事件や事案に関連する市の業務を積極的に調査対象とするほか、新たな判例や先進自治体の事例を収集するなど、社会情勢に着眼した監査を実施する。

(5) 行政改革に寄与する監査

行政運営に対する指導を念頭に、不当事項等の防止、事務事業の改善を図る監査を実施する。また、監査の結果、指摘した事項について、事務事業の改善に資するよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証し、改善が認められない場合には再度の指摘等を行うことで、監査の実効性を確保する。

(6) 市民に開かれた監査

監査結果等の情報を市民に分かりやすく提供し、透明性の高い、開かれた監査を推進する。

Ⅱ 年間監査計画

1 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 一般会計・特別会計決算審査（地方自治法第233条第2項）

一般会計、各特別会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かにも着眼して審査する。

イ 企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、経営成績及び財政状態について審査する。また、経営の基本原則に基づいて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかにも着眼して審査する。

ウ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を対象として、書類の計数の正確性を審査するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかどうかにも着眼して審査する。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適正かどうかに着眼して審査する。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の現金の残高及び毎月の収支状況を対象として、その計数について正確性を検

証し、かつ、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月25日前後に検査する。また、決算審査、定期監査等と関連して、歳出に関する伝票について抽出して検査を行う。

(4) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

市における事務・事業の全般を対象として、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施し、市の事務・事業の問題点やその原因を指摘し、または、是正、改善、検討を求める。

令和7年度においては、次の部局等を監査の対象とする。ただし、対象以外の部局等についても、過年度の指摘事項等に対する対応状況の把握を行う。

対象となる部局等は、市長公室、企画財政部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業建設部、農業委員会事務局、議会事務局、総合教育部とし、その部局等における現在対象とする予定の部署等は次の表のとおりとする。

No.	部署名	No.	部署名
1	危機管理課	14	議会事務局
2	ふるさと寄附課	15	教育総務課
3	観光・シティプロモーション課	16	国際教育課
4	備前焼振興課	17	幼児教育課
5	企画財政課	18	西鶴山小学校
6	システム構築課	19	片上小学校
7	税務課	20	日生西小学校
8	環境課	21	備前中学校
9	社会福祉課	22	吉永中学校
10	こどもまんなか課	23	片上高等学校
11	産業振興課	24	西鶴山共同調理場
12	上下水道課	25	西鶴山認定こども園
13	農業委員会事務局	26	片上認定こども園

(注1) 機構改革に伴い引き継がれた事業等を含む

(注2) 上下水道課は公営企業会計、特別会計を含む

なお、工事については、契約を締結したものの中から選定し、契約事務等を監査するとともに、設計、施工等については、必要があると認めるときは、技術調査業務委託により監査を実施する。監査の対象とする工事については、工事種別、用途、構造、契約金額及び内容等を勘案して決定する。

(5) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

（4）に掲げる監査のほか、必要があると認めるときは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査を実施する。

(6) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものを対象として、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、所管部局の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときは監査を実施する。

ア 補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体が、補助等の対象となっている事業を目的に沿って適正に行っているか監査する。

イ 出資団体

市が出資や出捐を行っている団体が、その事業を出資や出捐の目的に沿って適切に行っているか監査する。

ウ 指定管理者

指定管理者が、公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適正に行っているか監査する。

(7) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の特定の事務や事業を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、必要があると認めるときは監査を実施し、問題状況やその原因を指摘して、改善を求める。

(8) その他の監査

監査の実施事由に応じて、その都度決定する。

2 監査等の種類別実施予定時期

監査等の種類別の実施予定時期は、次の表のとおりとする。詳細な実施時期については、被監査部局等と調整して決定する。

	監 査	審 査	検 査
	年 間 監 査 計 画 策 定		
6 月		公営企業会計 ↓ 一般・特別会計・基金 ↓ 決算審査 ↓ 健全化判断比率及び 資金不足比率審査	毎月 25 日前後に実施 例月現金出納検査 (基金・有価証券・出資金等)
7 月	その他の監査等		//
8 月	定期監査	↓ ~決算審査 意見書提出~ ↓ ~健全化判断比率等 審査意見書提出~	//
9 月			//
10 月			//
11 月			//
12 月			//
1 月			//
2 月	↓ ~監査結果の報告及び公表~		//
3 月			//
4 月	定期監査等結果措置状況照会		//
5 月	定期監査等結果措置状況公表		//

※その他の監査等とは、財政援助団体等監査、行政監査、随時監査などを指す。

※住民監査請求や要求監査などがある場合、実施予定時期が前後する可能性がある。

3 監査等の実施体制

監査委員（識見監査委員、議会選出監査委員）の指揮命令のもと、備前市瀬戸内市監査委員事務局（局長1名、書記3名）の全職員、若しくは一部の職員が監査の種類及び対象等を勘案し監査等にあたるものとする。また、監査事務に関し専門性を有する事項を調査する場合、必要に応じ監査専門委員を選任し、事務を委託する。